

<開示しない理由>

- ・開示請求者以外の特定の生徒等の情報については、これを開示することとなると開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため
- ・記入者の所見については、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため
- ・本件に関する校内での対応の検討に関する情報については、公にすることにより判断等その事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため

(東京都個人情報保護条例第 16 条第 2 号、第 6 号)

4 本人の言動と相談室の対応

<開示しない部分>

- ・対応欄
- ・〇年〇月〇日及び〇年〇月〇日内容欄の一部

<開示しない理由>

- ・記入者の所見については、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため
- ・本件に関する校内での対応の検討に関する情報については、公にすることにより判断等その事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため

(東京都個人情報保護条例第 16 条第 6 号)

5 〇〇高等学校保護者の主張と学校の見解

<開示しない部分>

- ・保護者の主張の一部
- ・学校の対応欄
- ・保護者への説明日時欄
- ・「学校の対応」をいつ誰が確認したか欄

<開示しない理由>

- ・開示請求者以外の特定の生徒等の情報については、これを開示することとなると開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため
- ・記入者の所見については、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため
- ・本件に関する校内での対応の検討に関する情報については、公にすることにより判断等その事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため

(東京都個人情報保護条例第 16 条第 2 号、第 6 号)

		<p>6 ○/○/○ 面談議事録拝送の件 <開示しない部分> ・ 1 ページ目 左側 ・ 2 ページ目 右側 (2箇所)</p> <p>7 ○.○.○文書 <開示しない部分> ・ 2 ページ目 1行目から4行目まで</p> <p>8 ○○でおきた問題の課題解決について (○-○-○) <開示しない部分> ・ 1 ページ目 左側</p> <p><開示しない理由> (6~8について) ・ 記入者の所見については、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当)</p>
<p>(開示請求2) 私の子(○○)が○ ○高校在学中に受 けたいじめとセク ハラの問題、及びそ れに対して学校が 行った不適正な対 応(担任、相談室教 師、管理責任者)の 問題が、在学中に解 決されず、卒業後ま で続き、現在教育委 員会と話し合いがも たれている。この問 題について○○高 校で作成された報 告書、又はそれに類 する文書で、○○学 校経営支援センタ ーが取得したもの で、私に係る文書。 ・当該文書取得者: ○○学校経営支援 センター ・期間:平成○年 ○月○日(入学年) ~平成○年○月○</p>	<p>一部開示 (○○学 校経営支 援センタ ー)</p>	<p>【対象保有個人情報、開示しない部分及びその理由】</p> <p>1 平成○年○月○日(○) ○○について <開示しない部分> ・ ○月○日 3行目から7行目 ・ ○月○日 5行目及び6行目 ・ ○月○日 3行目、4行目及び7行目の一部、5行目、 6行目及び8行目から10行目まで ・ ○月○日 2行目の一部</p> <p><開示しない理由> ・ 記入者の所見については、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため ・ 本件に関する校内での対応の検討に関する情報については、公にすることにより判断等その事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当)</p> <p>2 保護者と本人の主張内容について <開示しない部分> ・ 対応欄及び備考欄</p> <p><開示しない理由> (1) 開示請求者以外の特定の生徒等の情報については、これを開示することとなると開示請求者以外の特定の個</p>

<p>日（開示請求日前日）までの期間。</p>		<p>人の権利利益を害するおそれがあるため （東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p> <p>（2）本件に関する校内での対応の検討に関する情報については、公にすることにより判断等その事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため （東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当）</p> <p>3 本人の言動と相談室の対応について <開示しない部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応欄 ・〇年〇月〇日及び〇年〇月〇日内容欄の一部 <p><開示しない理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・記入者の所見については、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため ・本件に関する校内での対応の検討に関する情報については、公にすることにより判断等その事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため （東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当） <p>4 〇〇高等学校保護者の主張と学校の見解 <開示しない部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の主張の一部 ・学校の対応欄 ・保護者への説明日時欄 ・「学校の対応」をいつ誰が確認したか欄 <p><開示しない理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示請求者以外の特定の生徒等の情報については、これを開示することとなると開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため （東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当） ・記入者の所見については、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため ・本件に関する校内での対応の検討に関する情報については、公にすることにより判断等その事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため （東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当）
-------------------------	--	--

		<p>5 ○頂いた文書・面談等まとめ</p> <p><開示しない部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇.〇.〇 6行目の一部 ・〇.〇.〇 3行目以降 ・〇.〇.〇 3行目から5行目まで並びに9行目及び10行目 ・〇.〇.〇 6行目及び7行目 ・〇.〇.〇 10行目及び11行目 ・〇.〇.〇 2行目 ・〇.〇〇 6行目及び7行目 ・次の面談 4行目及び5行目 ・〇.〇 4行目 ・〇.〇.〇 36行目から38行目まで ・〇.〇.〇 7行目の一部 ・〇.〇.〇 3行目 ・〇.〇.〇 2行目の一部 ・〇.〇.〇 1行目の一部 ・〇.〇.〇 5行目 <p><開示しない理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・記入者の所見については、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため ・本件に関する校内での対応の検討に関する情報については、公にすることにより判断等その事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当) <p>6 〇.〇.〇文書</p> <p><開示しない部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2ページ目 1行目から4行目まで <p><開示しない理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・記入者の所見については、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当) <p>7 ○概要 〇.〇.〇</p> <p><開示しない部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1ページ目冒頭、4行目、9行目、12行目及び33行目 ・2ページ目 20行目、23行目、30行目及び㊸4行目 ・3ページ目 9行目 <p>8 ○〇でおきた問題の課題解決について (〇-〇-〇)</p>
--	--	---

		<p><開示しない部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目 左側 <p>9 保護者の視点から見た今回の問題について</p> <p><開示しない部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目 右側 ・ 3 ページ目 右側 <p>10 ○/○/○ 面談議事録拝送の件</p> <p><開示しない部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目 左側 ・ 2 ページ目 右側 (2箇所) <p>11 ○/○面談議事録拝送の件</p> <p><開示しない部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 ページ目右側 <p><開示しない理由> (6~11について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記入者の所見については、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当)
--	--	--